

地域活動支援コーナー 利用細則

1. 利用時間、予約受付

- (1) 「ミーティングコーナー」の利用時間は、平日の9時から17時までとする。但し、12時から13時の間は除く。
- (2) 団体の利用時間は、利用時間の範囲内で活動に必要な時間とし、事前の予約申込みにて申請した時間とする。
- (3) 利用するにあたっての準備や片付けに要する時間は、利用する単位時間の中に含むものとする。
- (4) 事前の予約は、利用しようとする日の属する月の前々月の初日（閉庁日のときは、その翌日）から、電話による先着順で、須磨区ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）において受付を行う。

2. 独占的利用の禁止

- (1) 「ミーティングコーナー」の同一団体による次に掲げる利用については、認めない。
 - (ア) 引き続き3日を超えて使用するとき。
 - (イ) 1月間に5回を超えて使用するとき。
- (2) 「ミーティングコーナー」での団体の用品・備品は、利用当日以外の設置は認めない。
- (3) 同一団体による定例的な使用は、他団体の利用を妨げない範囲とし、利用の公平性を損なう1月間の特定（曜）日、特定の時間帯を定例的に独占して使用するような利用は認めない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が支障があると認めるとき。

3. 利用当日

事前に予約を行った団体は、利用当日にボランティアセンターに申し出て、「利用簿」に必要事項（団体名、利用責任者氏名、連絡先、利用人数、利用日時、利用目的等）を記入するものとする。

4. その他

- (1) 予約なしで当日の「ミーティングコーナー」の利用を希望する団体は、利用希望時間に他の団体による利用がなく、他の事前予約と抵触しない場合に限り、「利用簿」に必要事項を記入のうえ、利用することができる。
- (2) 登録団体の掲示板及びチラシ用ラックの使用にあたっては、別紙の「須磨区地域活動支援コーナー「掲示板」・「チラシ用ラック」の利用手続きについて」を遵守するとともに、地域活動支援コーナー管理者の指示に従うものとする。

附則

- 1 この細則は、平成24年5月7日から施行する。